

別記(三) 要求事項

- 一、賃銀低下純増及素
- 一、機械の故障及掃除の場合には日給金額を減支給せよ
- 一、燃料及作業上の總ての消耗品は工場主の負担
- 一、工場法ノ即時實施
- 一、労働組合加入の公認
- 一、争議中の日給金額を支給せよ

勞秘第二五五號

昭和四年二月八日

警視總監 宮田光雄

内務大臣望月圭介殿

社會局長官殿

京都大阪神奈川兵庫愛知

静岡福岡各府縣知事殿

4. 2. 15
386

小坂護謨工場勞傷争議ニ関スル件(第二報)

職工代表の組合幹部ト共ニ工場主ニ會見ト項目ノ要求書ヲ提出ス
 二月七日争議批判演説會ヲ開催シ争議団ヲ激励ス
 工場主ヲ於テ一部ヲ認容シ大體ヲ拒絶セルモ職工側ノ交渉方法如何ニヨリテハ妥協
 解決ノ色アルカ如シ

要旨